野洲市資料提供

提供年月日	令和元月７月２５日
担当部課	都市建設部　道路河川課 都市建設部　国県事業対策室 都市建設部　都市計画課 政策調整部　市民病院整備課
担当者	西野（道路河川課） 井狩（国県事業対策室） 布施（都市計画課） 吉川（市民病院整備課）
連絡先電話番号	077-587-6323（道路河川課） 077-587-6068（国県事業対策室） 077-587-6324（都市計画課） 077-587-6141（市民病院整備課）

「妓王井川流域治水対策等についての質問書」に対する回答について

令和元年５月１７日付けで、駅前自治会より、「妓王井川流域治水対策等についての質問書」が北村議員を通じて提出されました。内容としましては、一級河川妓王井川に関係する質問のほか、野洲小学校沿いの市の管理する普通河川の妓王井川の改修計画や現在、設計を進めている雨水幹線事業に関する質問、建設予定の野洲市民病院の雨水排水先などについての質問がされました。

市民にとって関心の高い事業であるため、駅前自治会に回答するとともに、広く市民にも公表するものとします。

記

１.関係資料

１）　駅前自治会からの質問書

２）　駅前自治会への回答書

参考資料：「童子川第４排水区雨水幹線整備事業の進捗状況について」

受付
第　　号
01.5.20
都市建設部
道路河川課

令和元年　5月17日

野洲市都市建設部部長　様

駅前自治会　会長　間　岩太郎 [redacted]

祇王井川流域治水対策等についての質問書

1．ＪＲ笠作踏切下付近雨水管路進捗状況

・ボーリングの結果報告
・管路設計開示の方向性
・上記工事による８％減水するという根拠及び実行性

2．市道野洲行合線（旧中仙道）の丸万呉服店付近について

・水道管、下水道管等　埋設物調査の進捗及び結果

3．「市三宅・行畑・野洲地区」Ｃ地区工事の工程期間及び完成時期

・民間開発事業の経過

4．一級河川改修について「下水門線下流の祇王井川第一期工事は完了」

1）下水門線下流の河川掘削工事により河川断面積が大きくなり現状より５倍の流水能力向上の説明されているが、ＪＲ下以降はどうなるのか

2）上記祇王井川の下水門線までの掘削計画はあるが、上流側の小学校を経由し朝鮮人街道と中山道分岐点までの改修計画はありますか

5．小劇場とグランブルーⅡ付近の暗渠の通水検討はされていますか

・そこまで来る側溝の見直し、傾斜がなく通水できない状態であり検討課題に入れて頂きたい

6．病院建設後の雨水、排水経路はどうなっていますか

以上

野道第　７７７　号
令和元年　７月　９日

駅前自治会　会長　間　岩太郎　様

野洲市長　山仲　善彦

「妓王井川流域治水対策等についての質問書」に対する回答について

１．ＪＲ笠作踏切下付近雨水管路進捗状況（道路河川課）

・ボーリングの結果報告

当地の地盤状況は、別紙の地層推定断面図及びボーリング柱状図のとおり、上位より盛土層、沖積層及び洪積層の地層構成であり、粘性土・砂質土が少なく、礫質土が多いことがボーリング調査により判明いたしました。

・管路設計開示の方向性

現在、ＪＲとの協議を引き続き行っており、法線を決定する作業段階であり、今後実施予定である詳細設計において、最終的な法線を確定するものです。したがって、現段階では、開示できる情報はありません。

・上記工事による８％減水するという根拠及び実行性

妓王井川流域の一部（15.3ha）を童子川流域に編入することにより、一級河川妓王井川で 2.218 ㎥/s の流量低減効果が見込めます。流下能力の不足量が最大となる妓王井川橋上流（県道野洲停車場線横断部）の雨水流出量は 26.4 ㎥/s であり、計算の結果（2.218 ㎥/s÷26.4 ㎥/s）、8.4％の低減効果が見込める結果となっています。この実現に向け、童子川第４排水区雨水幹線整備事業に取り組んでいます。

２．市道野洲行合線（旧中山道）の丸万呉服店付近について（道路河川課）

・水道管、下水道管等　埋設物調査の進捗及び結果

３．「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画Ｃ地区に係る民間開発事業の経過について（都市計画課）

２点目、３点目のご質問については、平成 30 年 10 月 25 日の市議会全員協議会において、別紙「童子川第４排水区雨水幹線整備事業の進捗状況に

ついて」として報告したとおりです。

また、同内容については、同年に開催された野洲学区自治連合会の行政懇談会においても情報提供いたしております。（別紙資料「童子川第４排水区雨水幹線整備事業の進捗状況について」をご覧下さい。）

４．一級河川改修について「下水門線下流の妓王井川第一期工事は完了」（道路河川課・国県事業対策室）

１）　下水門線下流の河川掘削工事により河川断面積が大きくなり現状より５倍の流水能力向上の説明をされているが、JR 下以降の改修について（国県事業対策室）

JR 下以降の下流の流下能力が有していることを前提として、下水門線下流の整備により、現状の流下能力を５倍向上させる計画です。

２）上記妓王井川の下水門線までの掘削計画はあるが、上流側の小学校を経由し、朝鮮人街道と中山道分岐点までの改修計画はありますか。（道路河川課）

一級河川妓王井川の流下能力を高めることで、当該区間の安全度は保たれますし、以前から溢水の原因となっていました行事神社付近の掛樋も昨年度に撤去し、平成２５年度の時よりも治水の安全度は向上しています。

こういったことから、現時点での当該河川における改修計画はありません。

５．小劇場とグランブルーⅡ付近の暗渠の通水検討はされていますか（道路河川課）

・そこまで来る側溝の見直し、傾斜がなく通水できない状態であり検討課題に入れていただきたい。

マンション計画が地域で合意された時点で、これに合わせた水路の整理がなされており、見直しの予定はありません。

６．病院建設後の雨水、排水経路はどうなっていますか（市民病院整備課）

病院敷地の雨水排水は、道路側溝をとおり妓王井川へ流れる経路と、文化小劇場横の水路に流れる経路の２経路に分けて計画しております。

また、立体駐車場敷地の雨水排水は、すべて道路側溝をとおり文化小劇場横の水路に流す計画としております。

なお、流出する雨量については、変更はありません。また、病院の免震層を活用して、病院建物にふる雨水を一定量貯めることが出来る雨水貯留層を設ける設計とし、安全度を高めることとしています。

参考資料

全員協議会資料
平成30年10月25日
道路河川課・都市計画課

童子川第４排水区雨水幹線整備事業の進捗状況について

【事業概要】

駅前北口周辺の新市街化区域（市三宅・行畑・野洲地区）の雨水に係る排水対策及び、駅前南口周辺の浸水被害に係る軽減対策として、童子川第４排水区の雨水幹線事業を実施しています。

事業区間は、普通河川友川の流末である一級河川童子川の接続部から、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画（Ｃ地区）内を通って、ＪＲ琵琶湖線の旧笠作踏切を横断し、行畑１丁目の行畑交差点付近までで、この間の雨水管渠の整備を進め、妓王井川流域の一部（15.3ha）を童子川流域に編入することで、駅前南口を流れる一級河川妓王井川に流入する雨水を減らし、駅前南口周辺の浸水被害を軽減します。

なお、事業の実施にあたっては、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」を充当して整備をしています。補助率は1/2です。

【進捗状況】

平成２８年度までに一級河川童子川の接続部から市三宅東部区画整理事業までの区間で整備が完了し、平成２９年度には、市三宅地先（オムロン付近）までの河川整備を完了しています。これにより、総延長約１，４００ｍに及ぶ普通河川友川の整備が完了したことで、整備効果として、市三宅東部区画整理内や京セラの一部及び、市三宅の一部を含む35.3haの区域を雨水幹線に取り入れることにより、今現在の整備計画面積（65.1ha）に対し、51.4%の整備率となっています。

平成３０年度におきましては、祇王井川の流域の一部を友川を経由して一級河川童子川へ流すため、行畑一丁目の行畑交差点付近からＪＲ琵琶湖線（旧笠作踏切付近）までの区間において、基本設計業務を現在行っています。また、「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画（Ｃ地区）内の基本設計業務については、先日まで民間開発事業が進められていたことから未発注としていましたが、開発事業者との協議が打ち切られたことに伴い、今後、市の整備計画に基づき、直ちに基本設計業務に取り組んでいきます。

なお、これまでの工事年度区間及び、今後の予定工事年度区間につきましては、下記及び別紙資料のとおりです。

第１期工事　平成23年度～平成27年度　1,065m（五之里地先～市三宅地先）【完了】資-①
第２期工事　平成28年度～平成32年度　451m（市三宅地先～Ｃ地区内）【着手済】資-①・②
第３期工事　平成33年度～平成37年度　515m（Ｃ地区内～行畑１丁目地先）【未着手】資-②・③

【課題と対応】

(1) ＪＲ横断箇所について

横断水路の形状、横断位置、深さ等について、概ね西日本旅客鉄道㈱の理解を得ていますが、今後、基本設計業務、実施設計業務を通して、同社と詳細に協議を行っていきます。設計業務期間は最短でトータル２年間を予定しています。

(2) 市道野洲行合線（旧中山道）の丸万呉服店付近について

NTTの埋設管や水道管、下水道管、既存の雨水管が複雑に交差する形で埋設されており、設計業務による調査・検討の結果、埋設物の移設などが必要となった場合は、整備期間がさらに長期にわたる可能性があります。

(3)「市三宅・行畑・野洲地区」地区計画（Ｃ地区）の民間開発事業との調整について

① 民間開発事業の経過

同地区の区域は、平成７年及び平成 12 年の市街化要望書の提出に引き続き、平成 22 年 12 月に民間活力を活用した整備手法を前提とした地権者の総意による市街化区域への編入要望書が提出され、このことを受けて、平成 24 年３月に市街化区域へ編入しています。

市街化区域への編入以降は、開発事業者が３回交替し、その後、４回目となる開発事業者から平成 29 年３月 30 日に開発事前審査願が提出され、同年５月９日付けで開発付加要件を通知し開発協議を進めていました。

② 開発事業の現状と期限通知

この開発事業は、開発付加要件通知から１年以上が経過しており開発事業が膠着状態にあったこと、また、これ以上事業が遅延した場合は、本市の重要事業である雨水幹線整備事業が計画どおりに進まずに、本市の治水対策に甚大な影響を及ぼすことになることが懸念されました。

このことから、開発事業者に対し平成 30 年９月 20 日付けで、主要な要件である官民確定協議書及び地権者の施行同意書が、約１ヵ月後となる 10 月 22 日までに提出がない場合は、同日をもって協議を打ち切り、その翌日（10 月 23 日）に開発事前審査願等の開発関連書類を返却する旨を通知しました。

その後、期限日である 10 月 22 日までに必要な書類等の提出がありませんでしたので、当該開発事業者との協議を打ち切り、雨水幹線事業については、今後、財源確保の検討とあわせて、市の整備計画に基づき進めてまいります。